

賃貸借に関する契約書（案）

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団 理事長 山口 真司（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、下記の条項により賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 乙は、甲に対して、ノート型パソコン賃貸借業務（以下「物件」という。）を提供し、甲はこれを借り受けるものとする。

（機器明細及び設置場所）

第2条 物件の機器明細及び設置場所は、別紙のとおりとする。

（契約期間）

第3条 物件の賃貸借に係る契約期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日までとする。

（賃貸借料）

第3条 物件の賃貸借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が物件を使用できなくなったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、日割り計算によって算定するものとする。

3 賃貸借料について、賃貸借期間に1ヶ月に満たない端数日を生じた場合は、日割り計算をするものとする。

4 前項の規定による月額賃貸借料の日割りは、暦日数により行うものとし、1円未満は切り捨てるものとする。

（賃貸借料の請求及び支払）

第4条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを30日以内に支払うものとする。

（物件の引き渡し）

第5条 乙は、物件を甲の指定する場所に設置し、使用できる状態に調整して、物件を甲に引き渡すものとする。

（物件の使用及び管理）

第6条 甲は、物件の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

（機密の保持）

第7条 乙は、物件の設置場所に立ち入って得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(保険)

第8条 乙は、物件の賃貸借期間中、乙の名義で必要な保険を付さなければならない。

2 物件に係る保険事故が発生したときは、甲はその旨を乙に通知するとともに、保険金は乙が受け取るものとする。

3 前項の保険事故に基づいて乙に支払われたときは、乙は保険金を次の各号の用途に使用するものとする。

(1) 物件を完全な状態に復元又は修理すること。

(2) 物件と同様な状態若しくは性能の同種物件と取り替えること。

(3) 物件使用に起因する第三者に与えた障害

(瑕疵)

第9条 乙は、物件の瑕疵については、手直し又は取替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲が自己の責めに帰すべき理由により、物件を滅失又は使用不能（修理不能）の状態に毀損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときには、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、甲又は乙は、相手方に対し損害の賠償を求めることができる。

(物件の返還)

第12条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の定めによりこの契約が解除されたときは、物件を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承認を受けたときは、その限りではない。

2 乙は、物件返還時には、ハードディスク内に保存された電子データをデータ消去ソフトにより完全消去するなど、情報漏えい防止のため万全の措置をとること。

3 物件返却時の撤去に関するすべての費用は、乙の負担とする。

(権利の譲渡)

第13条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を、第三者に譲渡することができない。

(物件の移転)

第14条 甲は、物件を設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(協議)

第15条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項については、その都度甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

松山市道後町二丁目12番11号
甲 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
理事長 山口真司

乙

別 紙

○ 機器明細

	品 名	数量	備考

○ 設置場所

設置場所 (住所)	ノートパソコン 台数
事務局 (松山市道後町2丁目12番11号)	12台
愛媛県身体障がい者福祉センター (松山市道後町2丁目12番11号)	8台
愛媛県立愛媛母子生活支援センター (松山市道後今市12-30)	7台
しげのぶ清流園 (東温市田窪2119番1)	20台
しげのぶ清愛園 (東温市田窪2119番1)	34台
道後ゆう (松山市道後今市1番2号)	16台
愛媛県障がい者更生センター (松山市道後町2丁目12番11号)	8台
ほほえみ工房ぱれっと道後 (松山市道後町2丁目12番10号)	11台
どうご清友寮 (松山市道後今市1番7号)	5台
福祉工房いだい清風園 (松山市下伊台町1048番地2)	19台
愛媛県視聴覚福祉センター (松山市本町6丁目11番5号)	14台
えひめ障がい者就業・生活支援センター (松山市道後町2丁目12番11号)	6台
合 計	160台